

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画[変更]

貝塚市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 木積地域

(1) 現況

当地域は、本市の山間部で、府道貝塚中央線の東側に位置し、露地野菜が中心に栽培されている地域である。近年、後継者不足による高齢化が進んでいるため、地域ぐるみで農地及び農業用施設の維持保全活動を実施することが必要である。

また、豊富な自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要になっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」及び同項第 3 号に掲げる「環境保全型農業直接支払交付金事業」を推進し、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

2. 名越地区

(1) 現況

当地区は、本市のほぼ中央部、府道貝塚中央線の南北の平坦地に位置し、稲作が中心である。施設栽培ではしゅんぎくを中心に栽培されている地域である。近年、後継者不足による高齢化が進んでいるため、地域ぐるみで農地及び農業用施設の維持保全活動を実施することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

3. 清見地域

(1) 現況

当地域は、本市のほぼ中央部、府道貝塚中央線の南北の平坦地に位置し、稲作が中心である。施設栽培では、しゅんぎくを中心に栽培されている地域である。近年、後継者不足による高齢化が進んでいるため、地域ぐるみで農地及び農業用

施設の維持保全活動を実施することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

4. 橋本地域

(1) 現況

当市域は、本市の熊取町側で JR 和泉橋本駅の南東側の平坦地に位置し、稲作・露地野菜が中心に栽培がおこなわれている地域である。近年、後継者不足による高齢化が進んでいるため、地域ぐるみで農地及び農業用施設の維持保全活動を実施することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	木積地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
②	名越地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
③	清見地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
④	橋本地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項
特になし**